

令和4年度原子力総合防災訓練

訓練実施要領

令和4年10月

内閣府（原子力防災担当）

第1節 令和4年度原子力総合防災訓練の概要

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

令和4年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施する。

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「美浜地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和4年 11月4日（金）14:00～18:15

11月5日（土）8:30～17:00 頃

11月6日（日）8:30～13:00 頃

（現地実地訓練は現地計画による）

3 対象となる事業所

関西電力株式会社 美浜発電所

4 実施場所

東京都

首相官邸、内閣府本府、原子力規制庁 ERC 等

福井県、滋賀県、岐阜県

美浜原子力防災センター（美浜オフサイトセンター）、福井県庁、美浜町役場、敦賀市役所、若狭町役場、小浜市役所、南越前町役場、越前市役所、越前町役場、滋賀県庁、長浜市役所、高島市役所、岐阜県庁、揖斐川町役場 等

その他

関西電力株式会社原子力事業本部、美浜発電所 等

5 参加機関

5.1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

5.2 指定地方行政機関等

中部管区警察局、近畿地方整備局、中部運輸局、東京管区气象台、福井地方气象台、彦根地方气象台、第八管区海上保安本部、陸上自衛隊中部方面隊、陸上自衛隊第3師団、陸上自衛隊第10師団、航空総隊、航空支援集団、航空自衛隊第12高射隊、海上自衛隊舞鶴地方隊、自衛隊福井地方協力本部、美浜原子力規制事務所 等

5.3 地方公共団体等

福井県、石川県、兵庫県、滋賀県、岐阜県、奈良県、関西広域連合、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町、おおい町、坂井市、永平寺町、小松市、姫路市、三木市、天理市、長浜市、高島市、大津市、揖斐川町、警視庁、埼玉県警察、福井県警察、石川県警察、滋賀県警察、岐阜県警察、福井県教育委員会、滋賀県教育委員会、福井市消防局、敦賀美方消防組合消防本部、若狭消防組合消防本部、湖北地域消防本部、高島市消防本部、揖斐郡消防組合消防本部 等

5.4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社、日本赤十字社福井県支部、中日本高速道路株式会社金沢支社 等

5.5 指定地方公共機関等

一般社団法人福井県トラック協会、公益社団法人福井県バス協会、一般社団法人滋賀県トラック協会、一般社団法人滋賀県バス協会、滋賀県倉庫協会、公益社団法人岐阜県バス協会、一般社団法人兵庫県トラック協会 等

5.6 原子力事業者

関西電力株式会社、美浜原子力緊急事態支援センター 等

5.7 その他

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、一般社団法人福井県医師会、社団法人揖斐郡医師会、一般社団法人福井県薬剤師会、一般社団法人湖北薬剤師会、高島市薬剤師会、一般社団法人揖斐郡薬剤師会、福井県漁業協同組合、公益社団法人福井県

診療放射線技師会、公益社団法人滋賀県診療放射線技師会、公益社団法人京都府放射線技師会、公益社団法人大阪府診療放射線技師会、公益社団法人兵庫県放射線技師会、公益社団法人奈良県診療放射線技師会、一般社団法人和歌山県放射線技師会、福井県立病院、福井大学医学部附属病院、日本赤十字社長浜赤十字病院、日本赤十字社大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院、近江八幡市立総合医療センター、市立長浜病院、長浜市立湖北病院、高島市民病院、岐阜大学医学部附属病院、一般社団法人岐阜県診療放射線技師会、社会福祉法人高島市社会福祉協議会 等

(5 参加機関 は、訓練実施要領作成時点のもの)

5.8 訓練参加機関等

参加機関 146 機関
人数 約4,180人

[内訳] 指定行政機関等	22	機関	408	人
指定地方行政機関等	19	機関	201	人
地方公共団体等	45	機関	1608	人
指定公共機関等	5	機関	46	人
指定地方公共機関等	7	機関	78	人
原子力事業者	14	機関	495	人
その他関係機関	34	機関	232	人
避難・一時移転等参加住民数			1107	人
(参加登録等集計値)				

6 実施概要

6.1 事故想定

福井県嶺南を震源とした地震が発生する。これにより、運転中の美浜発電所3号機は緊急停止する。さらには、原子炉冷却材の漏えいが発生するとともに、設備の故障が重なり、蒸気発生器冷却機能、原子炉注水機能を喪失する事象が発生し、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。

6.2 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下に示す3項目を重点項目として実施する。

項目1 迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、

要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（福井県美浜原子力防災センター（以下「OFC」という。）、原子力施設事態即応センター（関西電力株式会社本店）等に派遣する。

項目2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

官邸、内閣府本府、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、原子力利用省庁執務室、福井県庁、滋賀県庁、岐阜県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において原子力災害に係る本部会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

項目3 県内外への住民避難、屋内退避等

- ①施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）内の住民の避難を行う。
また、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
- ②緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- ③放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の基準に基づき、OIL2の基準を超過したことに伴い、UPZ内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内外への一時移転、避難退域時検査等を実施する。

6.3 訓練の開始及び終了

訓練は、11月4日（金）14:00に開始し、初動体制の確立から原子力災害対策本部等の運営等を行い、11月6日（日）13:00頃に終了とする（現地実地訓練は現地計画による）。

7 訓練評価の実施

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、教訓の抽出等を行う。なお、訓練評価は、訓練参加者による自己評価及び外部評価（評価員、外部専門家）により実施する。訓練に参加した関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された教訓等を検討し、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計

画やマニュアルの検討・改善等を行う。

8 その他

実際の災害の発生又は警報発表などの災害発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止又は一部変更等を行う。また、訓練の実施においては、新型コロナウイルス感染症対応に十分な注意を払うこととする。

第2節 訓練細部実施要領

1 本部等運営に関する訓練項目

1.1 原子力災害対策本部等の運営

1.1.1 訓練概要

警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。

1.1.2 参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

1.1.3 訓練内容

(1) 首相官邸・内閣府本府

首相官邸・内閣府本府に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置して各本部を運営するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した各本部における情報共有、連絡、防護措置の実施に係る意思決定等を行う。

なお、原子力災害対策本部会議の訓練については、首相官邸、OFC 及び関係地方公共団体間でのトップ同士による意見交換や要請を直接行う訓練も含めて実施する。

(2) ERC

ERC に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態における原子力事故対策本部、全面緊急事態における原子力災害対策本部の設置に伴い、首相官邸の各機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、住民の避難等に係る指示等の案及び関係資料の作成、決定した内容の現地本部への伝達等を行う。また、広報業務については、指定された広報官による報道対応訓練（模擬記者会見）、国際業務については、IAEA の枠組みによる適切な国際通報を実施するとともに、海外関係機関への情報共有等に関する ERC 及び外務省の対応手順等の確認を行う。

(3) 原子力被災者生活支援チーム

原子力利用省庁に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種対応業務を行う。全面緊急事態の発生に備え、原

子力被災者生活支援チーム設置等に関する準備を行うとともに、各拠点の機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、被災住民に対する支援施策の実施に向けた検討等を行う。

1.2 県災害対策本部等運営

1.2.1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、ERC・OFC等との間で継続的な情報共有を図る。

1.2.2 参加機関

福井県、滋賀県、岐阜県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町、長浜市、高島市、揖斐川町 等

1.2.3 訓練内容

地域防災計画等に基づき、原子力発電所の緊急時の災害警戒体制及び災害対策本部体制における通報、本部会議の設置・運営等を行うとともに、テレビ会議システム等を活用し、関係機関との情報共有等を実施する。また、OFCに要員等を派遣する。

1.3 県現地災害対策本部等運営

1.3.1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、OFCに現地災害対策本部を設置し、NISS等を活用し、県災害対策本部やOFCとの間で継続的な情報共有を図る。

1.3.2 参加機関

福井県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町 等

1.3.3 訓練内容

地域防災計画等に基づき、OFCに現地本部等を設置し、その運営等を行うとともに、NISS等を活用し、本部との情報共有等を実施する。

1.4 オフサイトセンター運営

1.4.1 訓練概要

OFC内組織の運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体等との具体的対策の検討調整等を行う。

1.4.2 参加機関

内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（関西電力株式会社） 等

1.4.3 訓練内容

(1) OFCの立ち上げ

警戒事態の発生に伴い、原子力防災専門官は OFC の立ち上げを行う。

(2) 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態の発生に伴い、地域原子力規制総括調整官（福井エリア）が中心となり、関係地方公共団体等の参集者を統括し、関係機関間の情報共有等を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。また、現地に派遣した国、関係地方公共団体等の要員到着後も、現地における詳細な情報共有や、全面緊急事態への進展に備えた対応を検討するため、継続的に現地事故対策連絡会議を開催する。

(3) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態の発生後は、内閣府副大臣（原子力防災担当）を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地对応の総合調整に係る本部運営を行う。また、報道対応（模擬記者会見）を実施する。

(4) 原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生を受け、政府の原子力災害現地対策本部、関係地方公共団体の災害対策本部等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の検討、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

2 その他訓練項目

2.1 緊急時対応要員参集

2.1.1 訓練概要

発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することとなっている緊急時対応要員の参集を実施する。

2.1.2 参加機関

指定行政機関等、指定地方行政機関等、地方公共団体等、指定公共機関等、指定地方公共機関等、原子力事業者（関西電力株式会社）等

2.1.3 訓練内容

発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することになっている各組織に所属する緊急時対応要員は、参集及び初動体制の確立を行う。

また、内閣府副大臣（原子力防災担当）等の現地への派遣に係る下記のような調整等を行う。

(1) 警戒事態における緊急輸送の調整

警戒事態の発生に伴い、更なる事態進展に備え内閣府副大臣（原子力防災担当）及び内閣府大臣官房審議官等を OFC へ、原子力規制庁担当職員を関西電力（株）本店（原子力施設事態即応センター）へ派遣する準備を行う。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援の準備を要請する。

(2) 施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力事故対策本部は速やかに緊急輸送関係省庁に対して緊急輸送の支援を要請し、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大

臣官房審議官、担当職員等を OFC へ派遣する(実際の移動は要素訓練として行う)。また、原子力規制庁担当職員を関西電力(株)本店(原子力施設事態即応センター)へ派遣する。派遣に当たっては、状況に適合した柔軟性のある移動計画の作成に留意する。さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁、指定公共機関等に対し、原子力事故現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請する。

(3) 全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態発生に伴い、原子力災害対策本部事務局は、民間輸送手段等を活用して関係省庁の派遣要員を原子力災害現地対策本部等に派遣する。

2.2 緊急時通信連絡

2.2.1 訓練概要

緊急時における防災関係機関相互の迅速かつ正確な情報伝達体制を検証し、防災業務従事者による通信設備や機器の運用方法についての習熟を図る。

2.2.2 参加機関

指定行政機関等、指定地方行政機関等、地方公共団体等、指定公共機関等、指定地方公共機関等、原子力事業者(関西電力株式会社) 等

2.2.3 訓練内容

原子力事業者通報内容や、原子力災害合同対策協議会で決定した応急対策の内容について、関係機関とメールや FAX、テレビ会議システム等により通信連絡を行うとともに、通信設備・機器の操作方法等の習熟を図る。

2.3 国、地方公共団体、実動組織等の連携

2.3.1 訓練概要

国、地方公共団体、実動組織、事業者等の間で、事態の進展に応じて必要な情報共有、連絡調整等を行う。

2.3.2 参加機関

指定行政機関等、指定地方行政機関等、地方公共団体等、指定公共機関等、指定地方公共機関等、原子力事業者(関西電力株式会社) 等

2.3.3 訓練内容

警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の各段階において、各機関・各拠点間での情報共有、連絡調整等を行う。特に、OFC に設けられる実動組織や事業者の前方調整所と現地本部等との間における情報共有、連絡調整、対応方針検討、意思決定などを適時適切に実施する。

2.4 緊急時モニタリング

2.4.1 訓練概要

緊急時モニタリング実施計画の策定等を行うとともに、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が連携して、緊急時における環境放射線のモニタリン

グを行う。

2.4.2 参加機関

内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、福井県、滋賀県、岐阜県、原子力事業者（関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

2.4.3 訓練内容

(1) 警戒事態における訓練内容

福井県および滋賀県において、福井県、滋賀県緊急時モニタリング本部を設置し、福井県、滋賀県、岐阜県において、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。また、原子力規制委員会は、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の立ち上げ準備を開始するとともに、福井県、滋賀県、岐阜県及び原子力事業者からの情報収集等を行う。

(2) 施設敷地緊急事態以降における訓練内容

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、福井県、滋賀県、岐阜県及び原子力事業者等と連携して、EMC の立ち上げ、緊急時モニタリングの実施、関係者間における緊急時モニタリング結果の情報共有等を行う。また、UPZ外（滋賀県、岐阜県）を対象とした航空機モニタリングを、併せて実施する。

2.5 PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者の避難

2.5.1 訓練概要

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行い、避難等を実施する。

2.5.2 参加機関

福井県、美浜町 等

2.5.3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態の発生に伴い、事態進展の可能性を踏まえ、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、自然災害の対応にも留意しつつ、PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施する。

(2) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、施設敷地緊急事態要避難者は、自然災害の対応にも留意しつつ、国、地方公共団体、関係機関との調整により避難手段が定まり次第、指定された避難所に避難を開始する。また、避難すると健康リスクが高まる者は、あらかじめ定められた放射線防護対策施設等に移動を開始する。

2.6 PAZ 内の住民避難

2.6.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ内の住民について、避難先の調整、輸送手段の確保等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で、避難等を実施する。

2.6.2 参加機関

福井県、美浜町、敦賀市 等

2.6.3 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、PAZ内の一般住民について、自然災害の対応にも留意しつつ、避難先の調整、輸送手段の確保等を行った上で、指定された避難所への案内、避難者の受入れ等を行う。

2.7 UPZ内住民の屋内退避

2.7.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ内の住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等を行う。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。

2.7.2 参加機関

福井県、滋賀県、岐阜県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町、長浜市、高島市、揖斐川町 等

2.7.3 訓練内容

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ内の自宅等において屋内退避を実施する。また、屋内退避の意義等に関する広報等を行う。

2.8 UPZ内一部住民の一時移転

2.8.1 訓練概要

OIL2の基準を超過したことに伴い、UPZ内で屋内退避中の一部住民について、一時移転先の調整、輸送手段の確保等を行い、県内外のUPZ外への一時移転を実施する。あわせて、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を行うとともに、避難退域時検査等場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う（住民等参加の一時移転訓練は、要素訓練として行い、一時移転に係る住民防護措置等の検討に係る訓練はブラインド訓練として行う）。

2.8.2 参加機関

内閣府、原子力規制庁 等

福井県、滋賀県、岐阜県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町、長浜市、高島市、揖斐川町 等

2.8.3 訓練内容

(1) UPZ内一部住民の一時移転

屋内退避中の一部住民は、あらかじめ避難計画等により定められた一時集合場所に集合し、手配されたバス等に乗車して指定された県内外の避難先に向けて一時移転を実施する。一時移転の実施に当たっては、一時集合場所等において一時移転を行う住民への安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布・服用を行う。

(2) 避難退域時検査及び簡易除染

避難先に至る経路近傍上に設置した避難退域時検査等場所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ簡易除染を実施する。簡易除染後も除染が必要な住民を原子力災害拠点病院に搬送する。

2.9 安定ヨウ素剤緊急配布・服用

2.9.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、OIL2に基づく、UPZ 内一部住民の一時移転等を実施する際、住民への安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布・服用を行う。

2.9.2 参加機関

福井県、滋賀県、岐阜県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町、長浜市、高島市、揖斐川町、市立長浜病院、長浜市立湖北病院、一般社団法人湖北薬剤師会、高島市薬剤師会 等

2.9.3 訓練内容

2.8 の訓練実施時に、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用（模擬）を行う。

2.10 避難退域時検査・簡易除染

2.10.1 訓練概要

OIL2 に基づき、UPZ 内一部住民の一時移転等を実施する際、避難経路上に避難退域時検査等場所を設置し、避難用車両、住民の避難退域時検査及び簡易除染を行う。

2.10.2 参加機関

福井県、滋賀県、岐阜県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町、長浜市、高島市、揖斐川町、関西電力株式会社、中部電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本赤十字社長浜赤十字病院、日本赤十字社大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院、近江八幡市立総合医療センター、市立長浜病院、高島市民病院、陸上自衛隊第372施設中隊、公益社団法人福井県診療放射線技師会、公益社団法人滋賀県診療放射線技師会、公益社団法人京都府放射線技師会、公益社団法人大阪府診療放射線技師会、公益社団法人兵庫県放射線技師会、公益社団法人奈良県診療放射線技師会、一般社団法人和歌山県放射線技師会、湖北地域消防本部、高島市消防本部 等

2.10.3 訓練内容

2.8 の訓練実施時に、避難退域時検査及び簡易除染を行う。

2.11 原子力災害医療

2.11.1 訓練概要

原子力災害医療訓練では、①避難退域時検査等場所からの除染必要者搬送訓練及び②施設敷地緊急事態発生後、不測の事態に備え、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送を実施する。なお、本訓練は訓練の一部を情報連絡訓練として行う。

①避難退域時検査等場所からの除染必要者搬送訓練

OIL2 の判断に基づき一時移転する住民が、避難退域時検査等場所において健康状態が悪化し、かつ、OIL4 超過のため除染が必要となったことを想定し、救急車等による搬送を行い、搬送先の医療機関において、傷病者の汚染検査、除染、救急処置等を行う。

②国家備蓄安定ヨウ素剤輸送訓練

警戒事態において ERC 医療班と関係地方公共団体の間で国家備蓄安定ヨウ素剤に係る輸送調整を実施する。施設敷地緊急事態に事態が進展した際は、警戒事態時の輸送調整の結果を踏まえ、ERC 医療班からの要請に基づいて内閣府は関係地方公共団体へ国家備蓄安定ヨウ素剤の輸送を実施する。

2.11.2 参加機関

①避難退域時検査等場所からの除染必要者搬送訓練

福井県、関西電力株式会社、福井県立病院、福井大学医学部附属病院、国立大学法人広島大学、滋賀県、日本赤十字社長浜赤十字病院、日本赤十字社大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院、近江八幡市立総合医療センター、市立長浜病院、高島市民病院、湖北地域消防本部、高島市消防本部

②国家備蓄安定ヨウ素剤輸送訓練

内閣府、福井県、滋賀県、岐阜県、滋賀県倉庫協会

2.11.3 訓練内容

①避難退域時検査等場所からの除染必要者搬送訓練

避難退域時検査等場所での放射性物質汚染を伴う傷病者発生を想定し、簡易除染を避難退域時検査等場所で行った後、原子力災害拠点病院等への搬送を行う。また、傷病者を受け入れた原子力災害拠点病院では、除染、救急処置及び内部被ばく検査を行う。

②国家備蓄安定ヨウ素剤輸送訓練

警戒事態の発生に伴い、事態進展の可能性を踏まえ、ERC 医療班は関係地方公共団体に対し、国が備蓄する安定ヨウ素剤の受け入れの要否及び輸送先の確認を行う。施設敷地緊急事態に事態進展した際は、ERC 医療班は内閣府に対し、受け入れ要請のあった関係地方公共団体へ、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送実施を要請する。

内閣府は要請を受けて輸送を実施し、輸送先において受け渡し作業を実施する。

2.12 物資調達・供給

2.12.1 訓練概要

避難所等における物資需要を把握し、食料・水・医療品等の調達を行うとともに、供給方法の検討等を行う。

2.12.2 参加機関

福井県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町

2.12.3 訓練内容

避難所等における物資需要を把握し、食料・水・医療品等の調達を行うとともに、供給方法の検討等を行う。

2.13 交通規制・警戒警備

2.13.1 訓練概要

警察、海上保安庁等による交通規制、海上警戒や道路状況の確認等を行う。

2.13.2 参加機関

福井県警察、滋賀県警察、第八管区海上保安本部 等

2.13.3 訓練内容

(1) 交通規制等

渋滞予測箇所における交通整理・誘導対策、等を実施する。

(2) 警戒警備

避難指示区域を中心とした警戒警備活動や広報活動を行う。

2.14 避難所等における感染症対策訓練

2.14.1 訓練概要

新型コロナウイルス流行下での原子力災害発生を模擬し、住民避難等の訓練を一部、感染症対策を加味して実施する。

2.14.2 参加機関

福井県、滋賀県、岐阜県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町、長浜市、高島市、大津市、揖斐川町 等

2.14.3 訓練内容

2.5、2.6 及び 2.8 の訓練において、新型コロナウイルス流行下での原子力災害発生を模擬し、車両や避難所等において感染症対策を施した対応を行う。

3 原子力事業者が参加主体となる訓練

3.1 対策本部運営訓練

3.1.1 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本店（若狭、中之島）及び発電所（緊急

時対策所)に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、緊急時対策所と原子力施設事態即応センター、原子力施設事態即応センターと ERC との間で継続的な情報共有を図る。

3.1.2 参加機関

関西電力株式会社、原子力規制委員会 等

3.1.3 訓練内容

美浜発電所緊急時対策本部にて、原子力事故等の進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定するとともに、美浜発電所緊急時対策本部、原子力施設事態即応センター及びERC間におけるプラント状況及び重大事故対策に関する情報共有を緊急時対策支援システム (ERSS) やテレビ会議システム等により行う。

3.2 通報連絡訓練

3.2.1 訓練概要

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。

3.2.2 参加機関

関西電力株式会社、原子力規制委員会、関係地方公共団体 等

3.2.3 訓練内容

プラントの事象進展、被害状況等を把握し、原災法第10条事象、原災法第15条事象等に基づき作成された通報文及び応急措置の実施及び概要を記載した原災法第25条規程に基づき作成された報告文について、社内外関係機関へのFAXによる一斉送信、着信確認等を行う。

3.3 警備・避難誘導訓練

3.3.1 訓練概要

発電所構内作業等者の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限を行う。

3.3.2 参加機関

関西電力株式会社 等

3.3.3 訓練内容

発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者等について、退避誘導員により指定された集合・退避場所に誘導するとともに、発電所敷地内への立入制限を行う。

3.4 原子力災害医療訓練

3.4.1 訓練概要

発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し、原子力災害拠点病院医療機関への搬送等を行う。また、施

設敷地緊急事態の発生後 24 時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、
県外の関係機関等から医療関係者の派遣要請及び発電所構内への受入れを行う。

3.4.2 参加機関

福井県、関西電力株式会社、福井県立病院、福井大学医学部附属病院、国立大学
法人広島大学、公益財団法人原子力安全研究協会、航空自衛隊 等

3.4.3 訓練内容

美浜発電所 2，3 号機での放射性物質汚染を伴う傷病者発生を想定し、汚染除去等
の応急措置を発電所構内で実施した後、原子力災害拠点病院医療機関への搬送等
を行う。また、原子力災害発生後、長期対応が見込まれる時点で、関係機関に医療関
係者の派遣を要請し、発電所構内への受入れ等を行う。

3.5 事故収束訓練

3.5.1 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対
処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

3.5.2 参加機関

関西電力株式会社、中国電力株式会社

3.5.3 訓練内容

事故拡大防止措置として、大容量ポンプ及び放水砲の準備、他事業者の電源車によ
る電源供給に伴うケーブル敷設準備等を行う。

3.6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

3.6.1 訓練概要

原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営を行い、原子力施設事態即応センター、
OFC 等との情報連携等を行う。

3.6.2 参加機関

関西電力株式会社、原子力規制委員会 等

3.6.3 訓練内容

発電所の後方支援を目的とした原子力事業所災害対策支援拠点（美浜整備センター
等）の設置・運営を行うとともに、原子力施設事態即応センターとプラント状況の
情報共有や発電所後方支援に関する社内及び関係機関との情報連携を行う。

3.7 原子力事業者支援連携訓練

3.7.1 訓練概要

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷地緊
急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、美浜原子力緊急事態支援
センターから提供を受けた資機材の発災発電所への搬送連携等を行う。

3.7.2 参加機関

関西電力株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力HD株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、美浜原子力緊急事態支援センター

3.7.3 訓練内容

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定に基づき、他の原子力事業者への情報連絡、資機材提供・要員派遣協力に関わる情報提供・支援要請の連絡を行う。また、原子力緊急事態支援組織の基本協定に基づき、美浜原子力緊急事態支援センターへの情報連絡、遠隔操作資機材の発災発電所への搬送連携等を行う。

3.8 緊急時モニタリング訓練

3.8.1 訓練概要

発電所対策本部からの指示に基づく必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備及び測定結果を対策本部へ連絡する。

3.8.2 参加機関

関西電力株式会社

3.8.3 訓練内容

発電所対策本部からの指示に基づく発電所敷地内の必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備、放射線量率等の測定及び対策本部への連絡がなされることを確認する。

4 個別の要素訓練等

各機関等が、3の訓練の一部を、発電所の事故進展とは異なる事故進展のタイミングにて行う。